

鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

住民基本台帳法及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県立岩井長者寮が平成20年3月31日限り廃止されることに伴い、県立岩井長者寮に関する規定を削る。
- (2) 心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者の死亡の届出又は年金受給権者の現況報告の受理又はその報告に係る事実についての審査の事務については、本人確認情報を利用することができることとすること。
- (3) 住民基本台帳法の改正に伴い、規則中引用している同法の規定を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年5月1日とする(3)の一部を除き、同年4月1日とする。

鳥取県市町村交付金条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

市町村等の意見等を踏まえ、県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、将来の県内定住を促進する活動について新たに交付金を創設することにかんがみ、市町村交付金の対象事業の見直しを行う等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 市町村交付金の対象事業について、次のとおり改める。

現行	改正後
県内農山漁村と県外都市部の住民の交流を通じ、将来の県内定住又は中山間地域活性化を促進する活動に要する経費	県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、中山間地域活性化を促進する活動に要する経費

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、インターネット利用環境の整備等について新たに規定が設けられたことに伴い、規則に委任された事項を定める。
- (2) 青少年健全育成協力員(以下「健全育成協力員」という。)の任期を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 青少年の有害情報の閲覧等を防止するために活用するソフトウェアに必要なフィルタリングの機能の基準を定める。
- (2) 青少年の有害情報の閲覧等を防止するための措置をとらなかった者に対し、提出を命ずることとした改善事項報告書の様式を定める。
- (3) カラオケ店等個室形態の営業施設において深夜における青少年の立入りを禁止する旨の掲示の様式を定める。
- (4) 健全育成協力員の活動内容に、インターネット利用環境の把握等を追加する。
- (5) 健全育成協力員の任期を2年とする。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

日本標準産業分類の改定に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 調査を行う事業所の属する産業の分類の名称その他の所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。